

の払込み

込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5 \times 35}{100 \times 365}$$

十三 初期利子

平成十七年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.5 \times 1}{100 \times 2}$$

十四 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還金限度
十六 償還金額
十七 払戻金支額
十八 払戻期日

平成二十二年六月二十日
日本銀行
額面金額百円につき百円
平成十七年七月二十五日